

## 釧路病院薬剤師会会則

〔名称〕

第1条 本会は「釧路病院薬剤師会」と称し、北海道病院薬剤師会釧路支部である。

〔区域〕

第2条 本会は釧路市および釧路近郊（釧路町・白糠町・厚岸町・標茶町・鶴居村・弟子屈町・等）を区域とする。

〔目的〕

第3条 本会は病院および診療所等に勤務する薬剤師の倫理的および学術的水準を高め病院薬学の進歩発展並びに会員相互の親睦を図り、薬剤師として地域住民の保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

〔事務局〕

第4条 1. 本会の事務局は会長指定の病院または診療所等の薬局内に置く。  
2. 本会の事務局は会務執行の為に次のことを行う。  
（1）会務の管理および庶務等に関する事項  
（2）会計および予算執行等に関する事項

〔事業〕

第5条 本会は第3条の目的を達成する為に次の事業を行う。  
1. 病院・診療所薬剤師等の学識技術向上に関する事項  
2. 学術研究会、講演会、研修会等の開催およびこれに対する協力に関する事項  
3. 病院・診療所薬剤師等の教育、指導、待遇に関する事項  
4. 会員の交流並びに親睦に関する事項  
5. 保健衛生の普及指導に関する事項  
6. 医薬品の安全性に関する事項  
7. その他目的達成に必要な事項

〔会員〕

第6条 本会の会員は正会員、および名誉会員とする。

〔会員の区別〕

第7条 1. 正会員  
病院および診療所等に勤務する薬剤師、入会を希望する個人の薬剤師とする。  
2. 名誉会員  
本会に特に顕著な功績のあった会員のなかから理事会の推薦と総会の議を経て会長が委嘱する。任期は終身委嘱とするが、本人の希望により正会員に復帰することができる。

〔会費〕

第8条 1. 正会員  
①正会員は本会所定の年会費を納入する義務を負う。  
②正会員は正当な理由なくして年会費の納入を怠った場合は本会を退会したもの

とみなす。

③正会員の年会費は総会の議を経て定める。

2. 名誉会員

名誉会員は本会の年会費の納入を要しない。

3. 既納された年会費は理由の如何を問わず返還しない。

〔入会および退会〕

- 第9条
1. 本会に正会員として加入するには、所定の入会申込書に必要事項を記入し所定の送付先へ送付すると同時に、所定の口座へ会費を納入する。
  2. 本会の正会員が退会する時は、すみやかに所定の送付先へ退会届を送付する。

〔除名〕

- 第10条
1. 会員に本会の綱紀を乱し、または本会の目的趣旨に反する行為があった場合は総会の議を経て除名することが出来る。ただし、議決の前に本人に弁明の機会を与えなければならない。
  2. 本条第1項の規定による除名処分は、総会出席者の2/3以上の賛成を得なければおこなうことは出来ない。

〔顧問・相談役〕

- 第11条
1. 本会に顧問および相談役置くことが出来る。
  2. 本会の顧問および相談役は理事会の承認を得て会長が委嘱する。任期は委嘱した会長の在任期間とする。

〔役員〕

- 第12条
- 本会に次の役員を置く
- 会 長： 1名
- 副 会 長： 若干名
- 監 事： 2名
- 理 事： 若干名を置く。

〔会長・監事の選出〕

- 第13条
1. 本会の会長および監事は総会において正会員の中から選出される。
  2. 本会の副会長および理事は正会員の中から会長が任命する。

〔会長・監事の任期〕

- 第14条
1. 会長および監事の任期は2年とする。
  2. 会長の再選は妨げないが3期を限度とする。

〔役員の仕事〕

- 第15条
1. 会長は本会を代表し、会務を総轄する。
  2. 副会長は会長を補佐し会務を掌る。また、会長に事故の生じた時はその職務を代行する。
  3. 理事は会務を分掌する。
  4. 監事は本会の会務および会計を監査し、毎年その監査の結果を総会に報告しなければならない。

〔会 長 代 行〕

- 第16条 1. 会長が正会員の資格を失った場合、理事会にて会長代行を互選する。  
2. 会長代行の任期は残任期間とする。

〔会 議〕

- 第17条 1. 本会の会議は総会・理事会とする。

〔総 会〕

- 第18条 1. 本会の総会は通常総会、および臨時総会とする。  
2. 通常総会は年1回会長が招集し開催する。  
3. 臨時総会の招集  
会長が必要であると認めた時、或いは正会員の1/5以上が議題を示して請求した時とする。  
4. 次に掲げる事項は総会の議決、或いは承認を経なければならない。  
① 会務および事業報告  
② 事業計画（案）  
③ 決算報告  
④ 予算（案）  
⑤ 年会費の賦課および負担金に関する事項  
⑥ 本会の会則の変更に関する事項  
⑦ 本会の解散に関する事項  
⑧ その他、本会の運営に関する重要な事項  
5. 名誉会員は総会に出席できる。ただし議決権の行使はできない。  
6. 総会における議決および承認は出席正会員の過半数により決す。ただし、可否同数の場合は議長が決す。

〔理 事 会〕

- 第19条 1. 理事会は会長、副会長および理事をもって構成する。  
2. 理事会は理事半数以上の出席がなければ成立しない。  
3. 理事会は総会に次ぐ決議機関であり、必要な場合会長が召集する。

〔会 計〕

- 第20条 1. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。  
2. 本会の経費は年会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。  
3. 本会の会計年度において剰余金の生じた場合、翌年度の会計に繰越す。  
ただし総会の議決を経て剰余金の全部または一部を特別事業のため積立金として積み立てることができる。

〔会 則 の 変 更〕

- 第21条 本会の会則の変更は総会において議決を経なければならない。

〔慶 弔〕

- 第22条 1. 当支部会員の結婚時には、祝電を出すものとする。  
2. 当支部会員及び会員の配偶者・両親・子女のご逝去の時は花輪を贈る

ものとする。

3. その他の慶弔事については、会長がその都度決定する。

[そ の 他]

第 23 条 本会の会則に定めなき事項については理事会において協議して処理し、必要に応じて総会の承認を得るものとする。

[付 則]

この本会会則は総会において議決を経た日の翌日から施行し、同時に従前の本会会則は廃止する。

本会の会則施行 平成 16 年 4 月 16 日  
平成 18 年 4 月 20 日  
平成 20 年 4 月 18 日  
平成 26 年 4 月 15 日 改正